

## 「道路通行制限願」を出すときは【維持管理課 管理係】に提出

以下の項目に注意をして記入すること。

- 路線名 : 該当項目に 印をし、正確に記入する。
1. 通行制限箇所 : 字名若しくは地番まで詳細に記入する。
  2. 通行制限理由 : 国補・県単事業は、土木工事種目別により詳細に記入する。
  3. 種 別 : 該当項目に 印を付す。
  4. 交通制限期間 : 実際に交通制限を掛ける期間とし、必要最小限とする。
  5. 交通制限時間 : 時間制限の場合は、通勤・通学等の時間帯(朝は8時30前、夕方は17時以降)は避ける。
  6. 工事期間 : 工事発注契約期間とする。年末・年始・連休・お盆等の通行量の多く見込まれる時は、工事を中止し開放するよう計画に配慮する。
  7. バス路線の有無 : バス会社の把握をする。
  8. 迂回路線の有無 : 迂回路線名(国道・県道・市町村道名等)を記入し、後記位置図に緑色塗色する。

### -----注意事項-----

同工事であっても路線が複数になる場合は、必ず通行制限願を路線別に提出する。

片側通行止めの場合は通行制限予定日(施工日)の10日以上前に、その他の通行止めの場合(大型・車両・全面)は14日以上前に申請する。

標識施設図(添付部数 = 1部)の記入に当たっては、特に標識類や保安施設類等の数を明記するとともに、現場配置図は詳細に記入する。

添付書類のうち、位置図は5万分の1及び工事箇所の詳細を示す拡大図(住宅図)両方とし、各々工事箇所を赤色塗色する。また、工事延長(スパン延長含む)、道路幅員等も必ず記入する。  
・片側通行止 = 7部      ・他の通行止(大型・車両・全面) = 15部

道路占用工事等関係については必ず占用許可書の写しを添付するか、許可番号の判るよう配意する。なお、発注者(担当部課、担当者)も明記する。

交通制限の途中、変更(工事延長等)の出る場合は、速やかに通常様式により再申請する。

全面通行止めで、日曜日等に限り通行可能な場合は、工事標識等に明記する。

工事が完了し通行制限を解除するときは、必ず維持管理課管理係へ連絡する。